

「徳島県主要農作物等種子条例(案)」に係るパブリックコメントの募集結果について

令和2年11月26日(木)から令和2年12月24日(木)までの間に、「徳島県主要農作物等種子条例(案)」についてパブリックコメントにより御意見を募集したところ、69人の方から御意見をいただきました。(別添資料参照)

御意見の趣旨と御意見に対する考え方は次のとおりです。

御意見に対する考え方

主要農作物種子法廃止後、本県では、「徳島県稲、麦類及び大豆種子生産実施要綱」において主要農作物種子の生産・普及・流通が推進されているところですが、「徳島県主要農作物等種子条例」が制定されることにより、法的安定性が図られ、制度の持続性・永続性が確保されることから、生産者等に安心感を与えるとともに、主要農作物等の種子を守り、その必要性について県民の理解も促進するものと考え、徳島県議会では、条例制定に向けた検討を進めています。

今回のパブリックコメントは、本条例制定に向け、広く県民の皆様の御意見や御要望を募ることとして実施したものであり、期間中69人の方から貴重な御意見を頂きました。深く御礼申し上げます。

以下、主な御意見の概要と御意見に対する考え方について、御説明させていただきます。

| | 主な御意見の概要 | 御意見に対する考え方 |
|---|--|--|
| ① | <p>○農業を営む者として、種子法条例が徳島で制定されるようになったことは農業が大切と県が認めてくれたと感じ、うれしいです。素晴らしい前文など、県民で読んで味わいたいくらいです。県民全体で運用するという気概を持っていきたいです。また、そうなるよう、市民パワーを活用する仕組みづくりにも工夫を願います。</p> <p>○案を拝読いたしました。前文が徳島への郷土愛に溢れ、思いのこもった文章で、まず感動しました。</p> | <p>貴重な御意見をありがとうございます。</p> <p>本条例提案における基本的な考え方としましては、稲、麦、大豆といった主要農作物については、旧種子法が廃止された後も県において事業の実施に必要な事項を定めた「要綱」が制定され、引き続き種子の生産が継続されていますが、これらの種子の安定供給の重要性に鑑みて、法的性質を持った条例制定の提案を行ったところであります。</p> <p>条例の内容につきましては、県の責務など「将来にわたる生産体</p> |

| | |
|--|--|
| <p>全国の半分の道県で種子条例ができていると聞きましたが、まだ半分は出来ていないということです。こんなに迅速に徳島県が条例を作って下さるのは本当に嬉しいです。</p> <p>今後も県民の口にするもの、県民の生きていく土地を守るため、県民の健康の為、県の豊かな生態系の為、県のおいしい水や空気の為、それらすべてを子どもたちに今よりいい状態でお返しできるよう大人は努めなくてはなりません。</p> <p>(同様の趣旨の御意見を多数いただきました。)</p> | <p>制の確保に関する基本的な事項」については、しっかり規定し、「実務的な詳細事項」については、要綱等に委ねる構成としました。</p> <p>一方で、特に「前文」を置くこととし、議会としての思いや理念を明らかにした上で、「にし阿波の傾斜地農業」が世界農業遺産に、また、「阿波藍」が日本遺産に認定されたことを受けて、これらについては特別に規定を設けることとし、「徳島県らしさ」を意識した条例の構成にしております。</p> <p>御意見の趣旨につきましては、今後の施策の参考となるよう、関係部局にお伝えするとともに、県議会としましても、本条例の制定を契機とし、本県の種子政策に対する県等の取組を更に後押ししたいと考えております。</p> |
| <p>② ○日本は主食のコメを企業の競争原理の中にゆだねようとしていることに、危機感を感じます。米は主食という、自覚の中、第4条（県の責務）、第5条（種子生産計画）を遂行してほしいと思います。</p> <p>○国連で家族農業の10年といわれ、小農が環境や持続可能な社会のために評価されています。種子法条例の運営に近視眼的経済観点だけで判断せず、環境、多様性維持、危機管理、持続可能性なども視野に入れてください。種子法条例は企業活動よりも、食の安全、食料主権を上位に考えるべきという方針で運営していただく。</p> | <p>貴重な御意見をありがとうございます。</p> <p>徳島県主要農作物等種子条例は、主要農作物等の種子を守っていくということを目的としております。</p> <p>御意見の趣旨につきましては、今後の施策の参考となるよう、関係部局にお伝えするとともに、県議会としましても、本条例の制定を契機とし、本県の種子政策に対する県等の取組を更に後押ししたいと考えております。</p> |
| <p>③ ○前文に主要農作物の意義と重要性が述べられ、また山間地における雑穀等や伝統的な藍作にも触れています。多様な食文化や地域の暮らしに不可欠で貴重な遺産として絶やすことなく、次世代に継承する使命があると宣言していることは非常に意義深いことだと思います。また、「主要農作物等にとって種子が一度失われると二度と取り戻すことのできない貴重な資源であり」「優良な種子を安定的に生産することによって本県の主要農作物等に係る農業</p> | <p>貴重な御意見をありがとうございます。</p> <p>本条例案では、特に「前文」を置くこととし、議会としての思いや理念を明らかにした上で、「にし阿波の傾斜地農業」が世界農業遺産に、また、「阿波藍」が日本遺産に認定されたことを受けて、これらについては特別に規定を設けることとし、「徳島県らしさ」を意識した条例の構成にしております。</p> <p>御意見の趣旨につきましては、今後の施策の参考となるよう、関</p> |

| | |
|--|--|
| <p>及びその関連産業並びに文化が将来にわたって途切れることなく引き継がれるよう、この条例を制定する」となっており、失われつつある種子の多様性を守り、県民の食糧の安定した確保と地域に根ざした伝統的食文化を守っていくことを宣言する画期的な内容であると考えます。</p> <p>○前文を拝見し徳島への誇りを感じます。徳島の古称「阿波」が雑穀の粟に由来すると聞きます。にし阿波傾斜地農耕システムの世界農業遺産登録されたことを評価し、雑穀を主要種子として認定している点、素晴らしいと思います。藍についてもしかり、素晴らしい。</p> <p>(同様の趣旨の御意見を多数いただきました。)</p> | <p>係部局にお伝えするとともに、県議会としましても、本条例の制定を契機とし、本県の種子政策に対する県等の取組を更に後押ししたいと考えております。</p> |
| <p>④ ○徳島県主要農作物等種子条例（案）の主要農作物として、稲、麦、大豆、に加えて、あわ、きび、たかきび、ひえ、しこくびえ、そば、ごうしゅいも、たदैい、といった大切な財産を、県として守りつづける意志が反映されていることに感銘を受けました。</p> <p>(同様の趣旨の御意見を多数いただきました。)</p> <p>○主要農作物とあわ、ひえ、そばなどの雑穀類やごうしゅいも、藍と一緒にすると条例がややこしくなります。伝統産業を守りたい趣旨は理解できますが、主要農作物等の「等」の部分が必要ななら別の条例を作るようにしてはどうですか。</p> | <p>貴重な御意見をありがとうございます。</p> <p>本条例は、そもそも旧種子法の流れを踏まえ、原則、稲などの主要農作物の種子について規定するものでありますが、今回の条例案では、「にし阿波の傾斜地農業」が世界農業遺産に、また、「阿波藍」が日本遺産に認定されたことを受けて、その他の対象作物として、「世界農業遺産」及び「日本遺産」の遺産認定の礎となった「将来に受け継ぐべき作物」については特別に規定を設けることとし、「徳島県らしさ」を意識した条例の構成にしております。</p> <p>御意見の趣旨につきましては、今後の施策の参考となるよう、関係部局にお伝えするとともに、県議会としましても、本条例の制定を契機とし、本県の種子政策に対する県等の取組を更に後押ししたいと考えております。</p> |
| <p>⑤ 遺伝子組換えやゲノム編集作物が流通したり栽培されることで交雑や混入が起きないように、遺伝子組換えやゲノム編集を用いた種子生産や種子流通を条例で禁止してほしい。</p> <p>(同様の趣旨の御意見を多数いただきました。)</p> | <p>貴重な御意見をありがとうございます。</p> <p>徳島県主要農作物等種子条例は、主要農作物等の種子を守っていくということを目的としており、遺伝子組換えやゲノム編集に関する内容は、この条例にはなじまないと考えます。</p> |

| | | |
|---|---|---|
| | | <p>御意見の趣旨につきましては、今後の施策の参考となるよう、関係部局にお伝えします。</p> <p>なお、参考までに、遺伝子組換え作物の他の作物への混入の防止に関しましては、徳島県食の安全安心推進条例に明記されております。</p> <p>【参考】 徳島県食の安全安心推進条例 (遺伝子組換え作物に係る措置) 第23条 県は、遺伝子組換え作物の栽培等に起因する遺伝子組換え作物との交雑及び遺伝子組換え作物の他の作物への混入の防止に関し必要な措置を講ずるものとする。</p> |
| ⑥ | <p>農業支援センターで種子の保存をしっかりとできるようにしてほしい。また、優れた種子の保護と流出防止を目的としたシードバンク・ジーンバンクを設置してほしい。 (同様の趣旨の御意見を多数いただきました。)</p> | <p>貴重な御意見をありがとうございます。</p> <p>条例案第4条第3項で、「県は、主要農作物等のうち、本県における農業の振興及びその関連産業の発展並びに文化の継承に資すると認める品種又は系統において、その種子を、適切に保存するものとする。」と既に記載されており、適切な保存ができると考えております。</p> <p>なお、現状、農林水産総合技術支援センターにおいて、必要な種子の保存が適切に行われています。</p> <p>御意見の趣旨につきましては、今後の施策の参考となるよう、関係部局にお伝えします。</p> |
| ⑦ | <p>条例案第11条（財政上の措置）について、必要な財政上の措置を講ずることは必要不可欠であり、必要な予算を確保するためにも、「必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする」という条文を「必要な財政上の措置を講ずる」に修正してほしい。 (同様の趣旨の御意見を多数いただきました。)</p> | <p>貴重な御意見をありがとうございます。</p> <p>財政上の措置に関する努力規定の文言を、もっと強力に財政上の措置を講ずるような文言に修正できないかという趣旨の御意見ですが、県の予算は、様々な分野の施策を総合的に勘案して調整し、編成することになっております。そのため、条例で財政上の措置を義務づけることは、こうした予算について毎年度特定の分野について一定規模の額を確保するように解される可能性があります。</p> |

| | | |
|---|--|--|
| | | <p>これは、地方自治法第208条第2項で規定する、会計年度独立の原則からも適切でないと考えられることから、本県では条例で財政上の措置を規定する場合、義務づけではなく努力目標としておりますので、原案どおりとさせていただきます。</p> <p>御意見の趣旨につきましては、今後の施策の参考となるよう、関係部局にお伝えします。</p> <p>【参考】 地方自治法 (会計年度及びその独立の原則) 第208条 普通地方公共団体の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。 2 各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない。</p> |
| ⑧ | <p>様々な立場や角度から種子をどのように守っていくか考える必要があるため、広く県民の意見が取り入れられるよう、農業者、消費者、市民団体、各種団体、専門家等、幅広い層で構成する審議会の設置に関する条文を追加してほしい。 (同様の趣旨の御意見を多数いただきました。)</p> | <p>貴重な御意見をありがとうございます。</p> <p>現状において、県種子生産要綱等の規定に基づき、需要に応じた適切な種子生産が行われている状況であり、今後においても、現行の体制を維持することで、需要動向を踏まえた適切な優良品種の選定及び種子供給が確保されると考えておりますので、原案どおりとさせていただきます。</p> <p>御意見の趣旨につきましては、今後の施策の参考となるよう、関係部局にお伝えします。</p> |
| ⑨ | <p>主要農作物等に、美馬太キュウリ、アオダイ、臼ヶ谷ナス、ゆこう、やまもも等、その他としてもっと多くの伝統野菜を明記してほしい。 (同様の趣旨の御意見を多数いただきました。)</p> | <p>貴重な御意見をありがとうございます。</p> <p>本条例は、そもそも旧種子法の流れを踏まえ、原則、稲などの主要農作物の種子について規定するものであります。</p> <p>今回の条例案で対象としているその他の対象作物については、前文に掲げている「世界農業遺産」及び「日本遺産」の遺産認定の礎となった「将来に受け継ぐべき作物」を加えたものであります。</p> <p>このうち、世界農業遺産の対象作物としては、</p> |

| | | |
|---|--|---|
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・傾斜地において、米に代わる主食として、地域の食を支えてきたこと ・「そば米雑炊」「祖谷そば」「雑穀もち」など、食文化を形成していること <p>の条件を満たしたものを選定しておりますので、条例案につきましては原案どおりとさせていただきます。</p> <p>御意見の趣旨につきましては、今後の施策の参考となるよう、関係部局にお伝えします。</p> |
| ⑩ | <p>種子の安定供給に向け、関連府県との具体的な連携を明記してほしい。</p> <p>(同様の趣旨の御意見を多数いただきました。)</p> | <p>貴重な御意見をありがとうございます。</p> <p>条例案第4条第2項で、「県は、前項の施策の推進及び推進体制の整備に当たっては、種子生産者及び種子生産団体その他の関係団体と連携を図るものとする。」と既に記載があり、また、現状においても、種子の安定供給に向け、必要に応じて関係府県と連携が図られていると考えておりますので、条例案につきましては、原案どおりとさせていただきます。</p> <p>御意見の趣旨につきましては、今後の施策の参考となるよう、関係部局にお伝えします。</p> |
| ⑪ | <p>種子の生産に関する人材育成について、高齢化して担い手が不足しているのが現状。若い人材が担い手となってくれるような体制、予算をとってほしい。</p> <p>(同様の趣旨の御意見を多数いただきました。)</p> | <p>貴重な御意見をありがとうございます。</p> <p>農林水産分野における基本条例である「徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本条例」において、「県は、多様な担い手の育成及び確保を図るため、農林水産業に係る生産技術、経営管理能力等の向上のための施策を講ずるものとする」と定められており、既に人材の育成については推進されているものと考えております。</p> <p>御意見の趣旨につきましては、今後の施策の参考となるよう、関係部局にお伝えします。</p> |
| ⑫ | <p>○本条例の運用方針を整備していただき、細かく条例中で表記できない実施にあたっての必要事項について「徳島県主要農作物等種子条例運用方針（仮称）」の整備をお願いします。</p> | <p>貴重な御意見をありがとうございます。</p> <p>条例の内容につきましては、県の責務など「将来にわたる生産体制の確保に関する基本的な事項」についてはしっかり規定し、「実</p> |

| | |
|--|--|
| <p>○ほ場審査及び生産物審査を行うことに加え、証明書の発行も条例に明記すべきです。</p> | <p>務的な詳細事項」については、要綱等に委ねる構成としております。御意見の趣旨につきましては、今後の施策の参考となるよう、関係部局にお伝えします。</p> |
| <p>⑬ ○主要農作物生産に有機農法を積極的に取り入れ、土壌を守る取組を全国に先駆けて進めてください。 (同様の趣旨の御意見を多数いただきました。)</p> <p>○自家採取可能とする。</p> | <p>貴重な御意見をありがとうございます。 徳島県主要農作物等種子条例は、主要農作物等の種子を守っていくということを目的としており、有機農法や自家採取に関する内容は、この条例にはなじまないと考えます。 御意見の趣旨につきましては、今後の施策の参考となるよう、関係部局にお伝えします。</p> |
| <p>⑭ ○生産者や関係団体だけでなく、県民の皆さんにも、この条例について知ってもらえるようにしっかりと周知をお願いします。</p> <p>○条例案第10条（県民の理解の促進）において、「県民の理解」とあるので、その理解の一層の促進を図るため、第10条の2項として次の条文の追加をお願いしたい。 「なお、第1項に掲げる県民の理解の促進にあたっては一般農業者や一般消費者等も広く含めた広報に努めるものとする。」</p> | <p>貴重な御意見をありがとうございます。 条例案第10条で、「県は、主要農作物等の優良な種子の生産の重要性について、県民の理解に努めるものとする。」と記載しており、生産者や関係団体だけでなく、広く県民の皆様に周知を図ってまいります。 御意見の趣旨につきましては、今後の施策の参考となるよう、関係部局にお伝えします。</p> |
| <p>⑮ ○徳島県独自の種子の開発を続けてほしい。</p> <p>○全国コンクールに出品し入賞できるような品種を開発し、普及させてほしいので、ぜひその内容を入れた条例を制定してほしい。</p> | <p>貴重な御意見をありがとうございます。 徳島県主要農作物等種子条例は、主要農作物等の種子を守っていくということを目的としており、種子の開発に関する内容は、この条例にはなじまないと考えます。 御意見の趣旨につきましては、今後の施策の参考となるよう、関係部局にお伝えします。</p> |

今後、皆様からいただきました御意見や御要望を踏まえまして、条例制定に向けて取り組んでまいりたいと考えております。
また、今回皆様からいただきました貴重な御意見につきましては、今後の施策の参考となるよう、関係部局にお伝えしますので、引き続き、県民の皆様のご理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。